

○ 市場化テスト実施に係る民間事業者との意見交換会の結果について(整理表)

意見分類	意見の内容	事務局の見解 (対応案など)
市場化テストの対象事業 (民間要望のある事業分野)	<p>【国、地方等共通事項】</p> <p>① 複数の府省庁における共通業務（バックオフィス業務等）を包括化して市場化テストを実施（シェアードサービス化）。</p> <p>② 業務とシステム（または特定業務と周辺業務など）を包括化して市場化テストを実施することにより、民間事業者のマネジメント能力の有効活用が可能。</p> <p>※ 地方公共団体における債権回収業務では、横断的な組織を設けて情報を一元化することにより、成果が上がっている例が確認されている。</p> <p>※ 一方で、民間委託を実施する場合は、官と民（債権回収業務等においては弁護士も含む）の役割分担が重要。</p> <p>③ 職員研修に係る業務について、単発の研修業務だけではなく、研修センターの運営を含めて、包括化。</p> <p>【具体的な対象事業】</p> <p>《国の行政機関等》</p> <p>④ 年金収納事業のうち、年金事務所の窓口業務、バックオフィス業務等（一部地域から実施）。</p> <p>⑤ ハローワーク等の雇用支援の分野について、民間事業者が実施可能な範囲を検討すべき。</p> <p>※ 新卒、マザーズ等に特化した派生機関を対象とすることも考えられる。</p> <p>⑥ 国立病院機構の各病院の施設管理業務</p> <p>⑦ 国立大学法人の建物包括管理及び付属病院の包括管理業務</p> <p>⑧ 大規模な統計調査（基幹統計、景気ウォッチャー等）</p> <p>⑨ 国家試験業務（各府省等が実施している試験を一括して選定）</p> <p>《地方自治体等》</p> <p>⑩ 地方税及び国民健康保険料の延滞金並びにその他公金の未収金の回収事業（人材及び経費の関係で自力的執行権が行使されていない）。</p> <p>※ 貸付債権以外にも拡大が必要</p> <p>※ 法特例を設けて、民間事業者が公金を取り扱えるようにしてほしい。</p> <p>⑪ 市町村窓口業務 24 事項に関する市場化テストの確実な実施</p> <p>※ 国民健康保険に関する窓口業務等</p> <p>⑫ 会計・監査等の公権力の行使がない業務</p>	<p>・ ①、②及び③について、今後の事業選定方針として検討を実施。</p> <p>・ ④～⑫について、11 月に実施する法第 7 条に基づく意見募集において民間事業者より意見が出された場合、個別に検討を実施</p> <p>※ 各府省等への回答作成依頼</p> <p>※ 監理委員会での審議等</p>

意見分類	意見の内容	事務局の見解（対応案など）
調達に関する考え方	<p>① <u>予算を固定化して（あるいは一定の幅を設けて）、民間事業者の技術力等、付加価値を競争させることが望ましい事業が存在している（企画競争入札の推進）。</u> ※ 経費の削減が必要な場合は、削減額を提示してからの公募というのを検討できないか</p> <p>② <u>総合評価落札方式における技術点と価格点の比率について、技術点の比率を高めることにより、民間事業者の創意工夫を適切に評価すべき。</u> ※ 技術点と価格点の比率が1：1の事業や除算方式の場合は、実質的な価格競争となっている</p> <p>③ <u>低価格入札防止、品質確保の観点から、提案させる内容を検証し、省エネ、品質担保、創意工夫を必須項目する。</u> ※ 併せて、基礎点と加算点の評価割合の見直しを実施</p> <p>④ <u>民間事業者の創意工夫により経費削減（施設における光熱費等）を図ったとしても、民間事業者に何ら利益がない。著しい効果が確認された場合には、次期調達時に加点する等、インセンティブが必要（ディスインセンティブも併せて検討）。</u></p> <p>⑤ <u>総合評価落札方式について、判断基準及び事業者決定までのプロセスの透明化を図るべき。</u> ※ いくつかの地域が同様の業務を実施している事業について、同一の提案書にも関わらず評価にばらつきがある</p> <p>⑥ <u>予算が低すぎるため、事業者へのヒアリングを実施し、必要額を適切に把握し、予算に反映させるべき。</u></p> <p>⑦ <u>施設管理業務の契約期間について、効率的な業務実施、業務安定性の観点から、5年又は7年程度とすべき。</u></p> <p>⑧ <u>初期投資を回収するため、契約期間を長期化すべき。</u></p> <p>⑨ <u>入札スケジュールについて、落札から事業開始までの期間が短く、現行受託者が有利となっていることから、十分な引継期間を確保すべき（新規参入の場合は、人材確保等体制構築に時間がかかり、一定程度の期間が必要となる。最低でも前年度の12月頃に落札者を決定してほしい）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②、③及び④について、技術評価について、民間事業者の技術的要素がより落札に反映される評価項目、技術評価内の配点等の見直しを入札監理小委員会の審議を通じて各府省等に提案するとともに状況について財務省と共有。 ・ ⑤、⑥について、各府省等に取組を促す。 ・ ⑦、⑧及び⑨について、分科会及び入札監理小委員会の審議を通じて各府省等に提案する。
実施要項、仕様書の内容	<p>① <u>目標値について、官が一方的に定めるのではなく、官と民で情報を共有し、協議することにより決定すべき。</u> ※ 官の業務を民間に上意下達、民間事業者が実施したい方針と官が定めた目標が乖離している場合等がある</p> <p>② <u>施設管理業務については、統括管理業務を設け、その内容、役割等を明記することとし、併せて、経費を計上してほしい（予算化が重要）。</u></p> <p>③ <u>開示された情報が限定的な場合、適切に応札できない。コスト削減と業務品質確保の観点からも正確な情報が必要。</u></p> <p>④ <u>CSRの観点から、女性活用、高齢者雇用、社会的弱者の雇用等の拡大が予想されるため、仕様書に反映するとともに管理のあり方を見直すことが必要（経費を計上することも重要）。</u></p> <p>⑤ <u>仕様書と実際の事業内容に差異があることから、官側の発注担当者が業務の内容を正しく理解する必要。</u> ※ 仕様書に不備がある、記載内容が曖昧等の場合を含む</p> <p>⑥ <u>仕様書に対する業務の自由度を上げる必要（業務実施の内容が、仕様書（共通仕様書、特別仕様書等）に拘束されすぎており、民間事業者の創意工夫が活用できない）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①について、目標設定に当たり、事前に民間事業者へのヒアリングの実施、パブリックコメントの結果の反映等を各府省等に促す。 ・ ②及び③について、入札監理小委員会の審議を通じて各府省等に提案する。 ・ ④について、標準例の見直し等を検討。 ・ ⑤及び⑥について、各府省等に対して取組を促す。

意見分類	意見の内容	事務局の見解（対応案など）
事業実施期間中の対応	<p>① 複数年契約の場合、物価変動、インフレ、社会情勢の変化等により業務の実施方法等を見直す必要が生じるため、一定程度は仕様を見直すことを可能とする等、<u>契約変更の自由度を増やしてほしい</u>（現状にあった見直しが必要）。</p> <p>② 事業実施中に追加作業が発生した場合、<u>適切に契約変更をしてほしい</u>（実施要項中に契約変更に関する条件等の規定を整備してほしい）。</p> <p>※ 業務マニュアルの改定が頻繁かつ一方的に実施されることから、経費が増加するケースもある</p> <p>③ 業務の実施手法について、<u>委託側と受託側の意思の擦り合わせ（相互理解を深めること）が重要</u>（収益の観点から官と同様の手法を実施できない場合やより効率的な実施手法が存在する場合がある）。</p> <p>④ <u>概算払いや部分払いを拡充</u>してほしい。一括払いであると体力のない事業者は入札に参加できない（特に人件費が大部分を占める事業の場合、従業員に給与を支払う必要があることから）。</p> <p>⑤ <u>消費税増税分について、適正に精算</u>してほしい（ケースバイケースで民間事業者が負担している例あり）。</p> <p>⑥ 施設管理業務について、設備の不具合があった場合に見積もりをとることもできず、別の事業者が発注されてしまうことから、提案が活かされない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②、③、④及び⑤について、<u>民間事業者とコミュニケーションを積極的に図り、必要な措置を適切に講じるよう各府省等に対して働きかけを実施</u>。 ・ ⑥については、一体不可分な内容以外は、別発注することが原則。
事業評価	<p>① <u>経費削減効果</u>について、市場化テスト実施後の契約額と過去の契約額との比較で行っているが、当該効果については、<u>官側の業務負担減少に見合う人件費等の減少分を算出し、民間事業者の統括管理に係る費用の増加分と相殺した上で、評価</u>を行うべき。</p> <p>② 施設管理業務に係る事業評価においては、（光熱水費の削減が大きな要素となっている）<u>創意工夫による経費削減</u>について、<u>入札価格と合わせて評価</u>すべき。</p> <p>③ <u>実際の事業実施状況が、企画（技術）提案書の内容に従い適切に実施されているかを評価</u>してはどうか。</p> <p>④ <u>一者応札となっている事業</u>についても、<u>業務品質の維持向上、経費削減が図られた事例</u>があることから、「一者応札＝競争性が確保されていない」と判断するのではなく、<u>業務品質及び経費削減の状況を総合的に勘案し、適切に評価</u>されることが必要。</p> <p>⑤ PDCAサイクルを有効活用し、事業評価の内容を次期実施要項に適切に反映してほしい。</p> <p>⑥ 実施状況の報告を民間事業者の負担とならないような簡素なものとしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②及び③について、<u>今後の事業評価のあり方を監理委員会において検討</u>。 ・ ④について、終了プロセスの運用において、既に対応済み。 ・ ⑤について、評価の結果は、次期実施要項に反映済み。 ・ ⑥について、<u>効率的な報告を検討</u>するよう各府省等に対し働きかけを実施。